

今後のカーボン・オフセット認証等について

環境省

これまでの経緯

カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの認証は、これらの取組に関する信頼性を構築することで、認識の向上及び取組の促進等に資することを目的として、平成 24 年度より実施してきたところ。

現時点までに累積で 243 件のカーボン・オフセット認証及び 24 件のカーボン・ニュートラル認証が実施された。また、カーボン・オフセットの取組について報道発表された事例は累積で約 1,400 件となっているほか、オフセット宣言の取組事例数は、平成 27 年 3 月末の開始以降、現時点までに 666 件となっており、認証を経ずにカーボン・オフセットに取り組む事例が増加している。これは、カーボン・オフセットの認証を通じて、その実施方法が一定程度定着しており、民間企業等が創意工夫を發揮しながら独自にカーボン・オフセットに取り組む基盤が整備されたものと考えられる。

また、京都メカニズムクレジットが昨年 11 月以降に償却できなくなり、その代わりにのクレジットとして国内のクレジット（J-クレジット、J-VER 及び国内クレジット）に対する需要が高まっているが、現時点ではクレジットの認証量に比べて需要量が少ない状況にある¹。今後は、民間企業や地方公共団体等の多様な主体によるカーボン・オフセットの取組をより一層促進し、オフセット量の増加（クレジットに対する需要喚起）を推進することが求められている。

このほか、本年、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されており、その改正事項の柱の一つとして、国民一人一人の意識の変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発を抜本的に強化することが盛り込まれた。現在、家庭・業務部門において、カーボン・オフセット製品等の低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の“賢い選択”を促す COOL CHOICE を旗印に、重層的・波動的な普及啓発活動を展開しているところ。

今後の方針

制度管理者の管理に基づくカーボン・オフセット等の認証から、民間主導によるカーボン・オフセットの取組に移行するとともに、COOL CHOICE によるカーボン・オフセット製品等の PR をさらに推進する。

カーボン・オフセット制度における具体的な対応は以下のとおり。

- 新規の認証（カーボン・オフセット認証、ニュートラル認証）及び登録（プロバイダー

¹ 国内のクレジットの総認証量 328.7 万 t-CO₂ 中、これまでに無効化されたクレジットは、135.9 万 t-CO₂（約 4 割）。

プログラム参加登録)については、平成 28 年度末をもって終了する。

- 既存の認証・登録取組（今年度中に認証・登録される取組を含む）の有効期間の満了後に必要となる手続きが完了するまでは、制度は存続する。また、その後も制度文書は、制度管理者において適切に管理する。
- 平成 29 年度以降は既存認証・登録取組の有効期間中に必要な業務の対応（ラベル使用申請対応、変更申請対応など）、有効期間満了後に必要な手続き（有効期間満了報告書に関する確認等）を、制度管理者が行う（制度事務局は設置しない）。

【個別プログラムごとの制度利用者における対応】

| 認証・登録スキーム | 利用者における対応 |
|---------------|---|
| カーボン・オフセット認証 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 29 年 4 月 1 日以降は認証を行うことはできません(更新もできません)。 ● 認証済み取組の有効期間中に発生する業務（ラベル使用申請・変更申請）については対応をお願いします。 ● 認証済み取組の有効期間満了後に発生する業務（有効期間満了報告の受領）についても対応をお願いします。 |
| カーボン・ニュートラル認証 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 29 年 2 月（または 3 月）に実施する登録認証委員会での認証審議が最後となります。 ● 3 年認証における定期報告及び有効期間満了後の検証は受検・報告を行っていただきます。 |
| プロバイダープログラム | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 29 年 2 月（または 3 月）に実施する登録認証委員会での登録（更新）審議が最後となります。 ● 有効期間中は、残っている定期確認審査を受審し報告していただきます（定期確認のルールに基づく）。 |